

現場代理人の兼務について（参考資料）

適用案件（令和5年2月1日以降入札公告又は指名通知の案件で適用可）

兼務要件

○同一地区内（※1）又は工事間の直線距離が概ね10km以内（※2）の3つの工事

※1：平成17年合併前の旧町村内とする。

※2：複数の地区で現場代理人を兼務する場合、同一地区内（※1）の全ての兼務工事と他地区の兼務工事との工事間の直線距離が概ね10km以内を満たす必要がある。

※3：災害復旧工事を特定の地域において多数発注する場合は、発注機関において別途定めることがある。

※4：美馬市が発注する工事以外の公共工事も含む。

○全ての兼務工事の当初請負代金額が4,000万円未満の工事

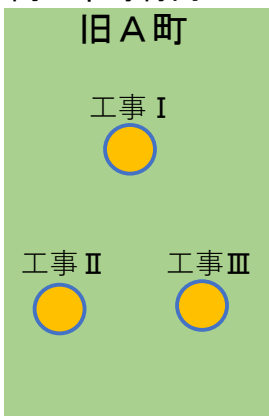
○令和5年2月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

3つの工事で兼務が可能な場合

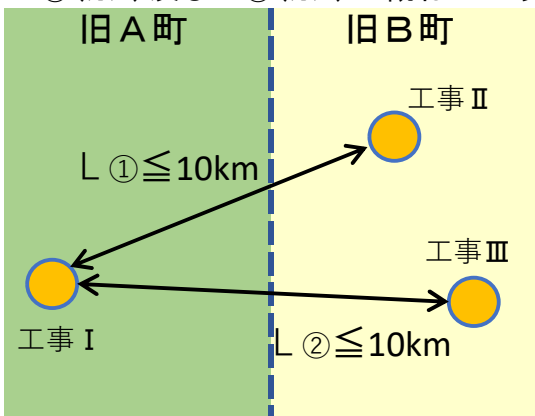
ケース1

同一市町村内



ケース2

L①(※2)及びL②(※2)が概ね10km以内



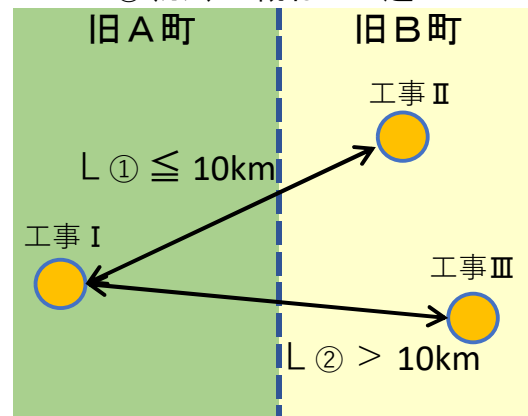
兼務可能ケース

	工事 I	工事 II	工事 III
現場代理人	Cさん	Cさん	Cさん

2つの工事しか兼務できない場合

・L①(※2)が概ね10km以内

・L②(※2)が概ね10km超



兼務可能ケース

	工事 I	工事 II	工事 III
現場代理人	Cさん	Cさん	Dさん
	Dさん	Cさん	Cさん

→ いずれか